

2019フラワーイルミネーション飲食販売出店者募集要項

1 出店募集概要

2019フラワーイルミネーション開催期間中(2019年11月15日(金)~2020年1月13日(祝))、とっとり花回廊のエントランス前広場(園外)において、飲食販売を希望する出店者の方(個人法人間わず)を募集します。応募いただいた書類により、出店の可否を決定いたします。出店希望日が集中した場合には、ご希望に添えない場合もあります。

2 出店料

出店申し込み書に記入された希望営業日1日当たり、5,000円の出店料をいただきます。

※出店料は、出店日ごとに毎回現金にて先払いでお支払いいただきます。

3 提供メニュー

出店者は出店申込書に提供するメニューと料金、提供予定数量を記載してください。

4 出店申込

出店を希望する方は、「2019フラワーイルミネーション飲食販売出店申込書」その他提出書類に必要な事項を記載の上、2019年10月31日(木)まで(必着)で郵送又は持参により提出してください。

〈提出書類〉

- ① 出店申込書(様式1)
- ② 食品営業許可証(移動販売、露店営業等)のコピー
- ③ 食品衛生責任者証のコピー
- ④ 営業従事者名簿

〈出店条件〉

出店申込み時に鳥取県の「食品営業許可」を取得している必要があります。また、取得している営業許可(レイアウト等)に基づいて営業していただきます。必ず許可の内容に基づいて営業してください。また、法令に基づいて営業されているか、立ち入り検査を行う場合があります。

5 注意事項

(1) 出店区画 とっとり花回廊エントランスゲート外広場(園外)

1区画当たり最大(3.6m×2.7m)程度 移動販売車の場合は最大(2m×4.5m)程度

- ① 出店場所は出店希望者と協議の上、とっとり花回廊で決定させていただきます。各出店者は出店当日までに出店場所の確認をお願いいたします。出店区画の使用は、出店日に限ります。出店されない日はテント・移動販売車は移動していただきます。
- ② 供給電力の都合により、使用できる電力量は照明のみとします。照明以外の電気を使用された場合は営業時間内であっても出店を中止していただく場合があります。
- ③ 共同の給排水設備は設置しませんので、それぞれの営業許可に基づいて店舗内で完結してください。
- ⑤ 各出店者は、出店区画の範囲から越えないよう注意してください。

(2) 管理保全

- ①運営については、とっとり花回廊の指示に従っていただきます。ご協力いただけない場合は、営業時間内であっても出店を中止していただく場合があります。
- ②とっとり花回廊は、出店者の生産物に対して補償の責任を負いません。
- ③出店者の行為により事故が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、とっとり花回廊は、これに対する一切の責任を負いません。
- ④営業時は店舗の外に必ずゴミ箱を設置して営業終了後に回収してください。
- ⑤火気を使用する出店者は、必ず消火器を備え付けてください。
- ⑥出店は基本的に申請者本人が営業を行ってください。出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。
- ⑦周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ⑧飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任を持って清掃をしてからお帰りください。

(3) その他

- ①飲食店営業に関する許認可手続きは出店者が行うものとします。また、保健所等により指示があった場合は、それに従って販売していただきます。
- ②原則として、出店申込後のキャンセル及び提出内容の変更はできません。ただし、とっとり花回廊が認めた場合はこの限りではありません。
- ③ とっとり花回廊側が騒音や煙などにより花回廊の運営に悪影響があると判断した設備や機器は出店者に改善の対策を講じるよう指示する場合があります。
- ④ 当該要項に定めのない事項については、出店者との協議により決定いたします。

6 禁止事項

来場者が快適に利用できるよう、出店者が以下に掲げる事項に該当する場合は、出店を不許可または取り消しにいたします。

- (1) 公序良俗に反するおそれ、又は暴力その他不法行為を行うおそれがあると認められる場合。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。
- (3) 営業に際し、著しく音響、発煙、臭気を伴うもの、又は危険と認められる場合。
- (4) 法律により販売が禁止されているものを販売していると認められる場合。
- (5) 営業に際し、第三者の著作権を侵害する場合
- (6) 花回廊の許可なく他の業者に再委託する場合。
- (7) その他、とっとり花回廊が禁止する行為をしてはいけません。

7 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、園内施設の全部または一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
- (2) 出店者は、出店に当たり、とっとり花回廊又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 営業に際し、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、とっとり花回廊は、その責めを負いません。

2019年度イルミネーション飲食販売出店申込書

【2019年11月15日～2020年1月13日】

2019年 月 日

標記の件について、下記の内容で出店を申し込みます。

また、申し込みにあたり、飲食販売出店要項を順守することを誓約いたします。

1 出店者氏名（会社）

代表者 _____ 印

住所 〒 _____

TEL _____ FAX _____

2 出店希望日（営業時間14時～営業可能、17時～20時は必須）

月 日（ ） ～ 月 日（ ）

※ 12/3.12/17.1/7 は休園

書ききれない場合は、別に表（営業カレンダー等）を添付してください。

出店希望日が集中した場合にはご希望に添えない場合もあります。

3 提供メニュー、金額、提供予定数

--

4 出店店舗レイアウト図面

--

5 その他

--